

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

|            |   |
|------------|---|
| 論題         | 令和4年度（2022年度）外務省予算の概要<br>－インド太平洋地域への貢献とデジタル化を目指す外交予算－   |
| 著者 / 所属    | 目黒晋太郎 / 外交防衛委員会調査室  |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338   |
| 編集・発行      | 参議院事務局企画調整室   |
| 通号         | 442号  |
| 刊行日        | 2022-2-4  |
| 頁          | 59-65   |
| URL        | <a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220204.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220204.html</a> |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

## 令和4年度（2022年度）外務省予算の概要

### — インド太平洋地域への貢献とデジタル化を目指す外交予算 —

目黒 晋太郎

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和4年度外務省予算の全体像
3. 外務省予算における重点項目
4. デジタル化の推進と外交・領事実施体制の強化

#### 1. はじめに

令和3年12月24日、政府は令和4年度予算政府案を閣議決定した。このうち、外務省予算は総額7,074億円（前年度比0.3%（23億円）減）<sup>1</sup>となり（当初予算ベース、以下同じ。）、うち政府開発援助（ODA）予算は4,428億円（前年度比1.6%（70億円）減）が計上された。同予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）で示された「『自由で開かれたインド太平洋』<sup>2</sup>の実現に向け、日米同盟を基軸としつつ、ASEAN、豪州、インド、欧州、太平洋島しょ国など基本的価値を共有する国・地域との協力を深化させる」ことや「感染症の世界的な感染状況を踏まえつつ、人間の安全保障の推進を始めとするODAによる開発協力の効果的・効率的な拡充に取り組む」ことが反映されている。

本稿では令和4年度外務省予算の全体像と重点項目を紹介するとともに、行政サービス利用者の利便性向上や行政運営の効率化を図るためのデジタル化の推進と外交・領事実施体制について概説する。

<sup>1</sup> 本稿記載の金額は、デジタル庁所管分170億円を含む。

<sup>2</sup> 地域全体の平和と繁栄を保障し、いずれの国にも安定と繁栄をもたらすために、ASEANの中心性、一体性を重視し包括的かつ透明性のある方法で、ルールに基づく国際秩序の確保を通じて、自由で開かれたインド太平洋地域を「国際公共財」として発展させるという構想。構想の詳細については、外務省「自由で開かれたインド太平洋の基本的な考え方の概要資料」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430631.pdf>〉（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令4.1.17）を参照。

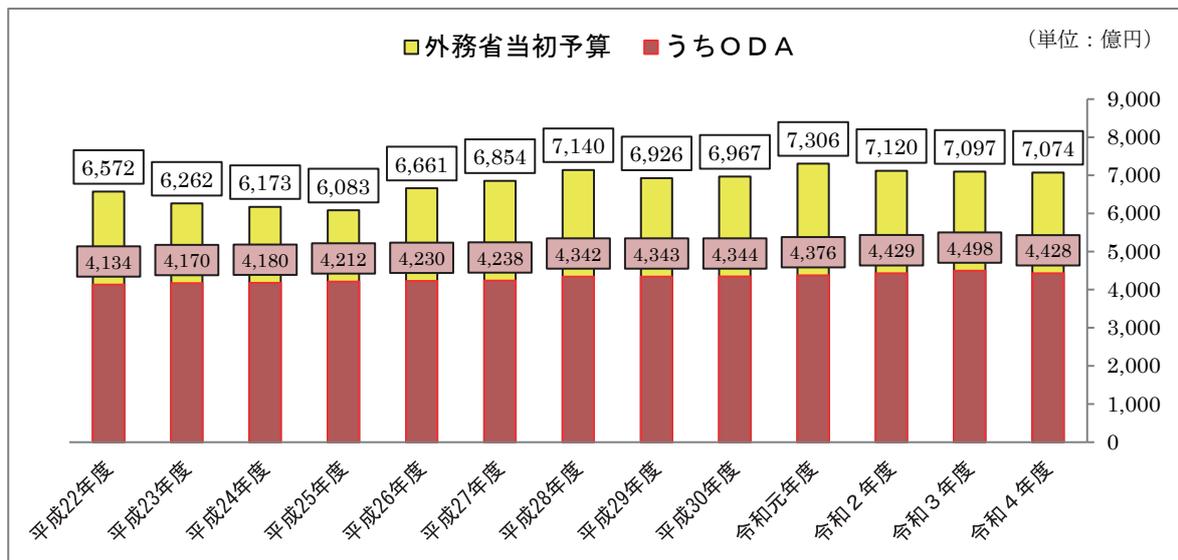
## 2. 令和4年度外務省予算の全体像

### (1) 外務省予算の全体額<sup>3</sup>

令和4年度外務省予算は総額7,074億円が計上され、前年度比で0.3% (23億円) 減となっている(図表1参照)。また、特殊要因<sup>4</sup>として参議院議員通常選挙実施に伴う在外選挙の実施経費(2.6億円)が計上されている。ただし、令和3年度予算についてデジタル庁所管分(180億円)及び令和3年度限りのオリ・パラ接遇経費(44億円)を除いた6,873億円とし、令和4年度予算についてデジタル庁所管分(170億円)を除いた6,904億円とした場合、令和4年度外務省予算は前年度比で0.5%(31億円)増となる。

なお、令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算では、主に国際機関を通じた途上国への新型コロナウイルスワクチン普及支援や感染症対策支援<sup>5</sup>、アジア・アフリカ地域における新型コロナウイルス対策の支援<sup>6</sup>等の拠出等として1,464億円(うちODA1,328億円)が計上されている。

図表1 外務省当初予算額の推移



※令和3年度予算及び令和4年度予算について、それぞれデジタル庁所管分(令和3年度は180億円、令和4年度は170億円)を含めた総額

(出所) 外務省「令和4年度予算政府案の概要」(令和3年12月)

<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100278925.pdf>>を基に筆者作成

### (2) 令和4年度外務省所管ODA予算<sup>7</sup>

<sup>3</sup> 本稿で記載する予算の内訳の金額については、四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。なお、令和4年度の支出官レートは、1ドル=108円、1ユーロ=128円。令和3年度は、1ドル=108円、1ユーロ=121円。

<sup>4</sup> 当該年度限りの経費として別枠で認められているもの。

<sup>5</sup> 主な内訳としてCOVAXファシリティ701億円、グローバルファンド120億円。

<sup>6</sup> 主な内訳として中東・北アフリカ地域91億円、サブサハラ・アフリカ地域166億円、アジア・大洋州地域35億円。

<sup>7</sup> 外務省分を含む政府全体のODA予算の詳細については、本号掲載の牛上直行「令和4年度政府開発援助(O DA)予算ーポストコロナを見据えた開発協力の今後の展開ー」『立法と調査』No. 442(令4.2.4)を参照。

政府全体の一般会計ODA予算は、5,612億円（前年度比1.2%（67億円）減）が計上され、7年ぶりの減額となった。その大部分を占める外務省所管ODA予算は、4,428億円（前年度比1.6%（70億円）減）が計上され、12年ぶりに減額となっている。ただし、令和4年度からODAの対象外となる経費（80億円）の影響を除いた場合、政府全体の一般会計ODA予算は前年度比で0.2%（12億円）増となり、外務省所管ODA予算は前年度比で0.2%（10億円）増となる。なお、令和4年度からODAの対象外となる経費とは、令和4年度からODA援助の対象外となる中国、ウルグアイ、チリ、セーシェルの4か国分のODA事業に携わる在外公館の行政経費（職員の事務費や給与等）を指す。

外務省ODA予算のうち、無償資金協力の1,633億円（前年度比0.06%（1億円）増）とJICA運営費交付金等の1,518億円（前年度比0.07%（1億円）増）を合わせた二国間ODAの予算は、3,151億円（前年度比0.06%（2億円）増）となっている。一方、多国間ODA予算として、分担金・義務的拠出金1,012億円のうち298億円（前年度と同額）と任意拠出金339億円のうち323億円（前年度比0.6%（2億円）増）の合計621億円（前年度比0.3%（2億円）増）が計上されている。

### （3）国際機関への分担金・拠出金

令和4年度外務省予算における国際機関等への分担金・拠出金は、前年度比1.3%（18億円）減の1,350億円が計上された。このうち分担金・義務的拠出金は、国際連合（UN）分担金や国際連合平和維持活動（PKO）分担金が減少したこと等によって、前年度比2%（20億円）減の1,012億円が計上されている。また、任意拠出金については、我が国の厳しい財政状況を踏まえつつも、新規で国際原子力機関（IAEA）拠出金や特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）締約国会議等拠出金が計上されるなど、前年度比0.7%（2億円）増の339億円が計上されている。

## 3. 外務省予算における重点項目

令和4年度外務省予算には五つの重点項目（「予算の柱」）があり、いずれの項目もインド太平洋地域への貢献に資する。具体的には、①コロナに打ち克ち、感染症対策を主導する、②人間の安全保障を推進し、地球規模課題でリーダーシップを発揮する、③同盟国・同志国等と連携し、国際社会における普遍的価値を守り抜く、④あらゆる外交ツールを用い、我が国への理解と信頼を強固にする、⑤デジタル化を進め、外交・領事実施体制を一層強化する、の五つの柱が掲げられている。以下、それぞれの項目を紹介する（⑤については4.で詳述）。

### （1）新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症対策の主導

新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、途上国を含めてワクチンへの公平なアクセスを確保し、各国におけるワクチン接種を加速していくことが国際社会共通の課題となっていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症収束への貢献及び国際社会における多様な感染症対策の強化のため408億円（全額ODA）が計上されている。

新型コロナウイルス感染症の対策については、国際医薬品購入ファシリティ（UNITAID）<sup>8</sup>への拠出（0.5億円）といった国際的な機関への拠出以外にも、各国国内でのワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、保冷設備や運搬車両等の機材供与等を通じたコールド・チェーンの整備なども挙げられている。また、新型コロナウイルス以外の感染症対策については、G a v i ワクチンアライアンス<sup>9</sup>を通じた予防可能な感染症から命を守るための予防接種支援（11億円）や世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）<sup>10</sup>を通じた感染症対策のための保健システム強化（74億円）を通じて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ<sup>11</sup>の達成を支援することとされている。

## （2）人間の安全保障の推進と地球規模課題でのリーダーシップの発揮

新型コロナウイルスの感染拡大により人間の安全保障が脅かされており、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を一層加速させることが求められている中、気候変動を含む地球環境問題に対応し、SDGsの達成に向けた取組を強化するために2,095億円（うちODA2,082億円）が計上されている。

地球環境問題について、開発途上国への「脱炭素化支援」等を通じた地球規模課題への対応強化として、開発途上国におけるエネルギー・トランジションの戦略策定支援、脱炭素へ向けたマスタープラン策定支援などが盛り込まれている<sup>12</sup>。また、「質の高い成長」<sup>13</sup>に向けた戦略的・効果的な開発協力の一環として、情報インフラを取り扱う人材の育成やサイバーセキュリティ能力構築支援<sup>14</sup>、太平洋島しょ国等の情報通信基盤整備も盛り込まれている。

このほか、保健分野を含むアフリカの開発課題に取り組む多国間の国際会議であるアフリカ開発会議（TICAD）について、TICAD 8（令和4年チュニジア開催予定）の開催に係る経費（4億円）が計上されている。

## （3）同盟国等との連携の下の国際社会における普遍的価値の維持

「自由で開かれたインド太平洋」の実現や安全保障・経済環境への対処、国際社会にお

---

<sup>8</sup> 平成18年にスイスで設立され、質の高い医薬品が安価かつ迅速に途上国に供給されるよう支援を行っている官民パートナーシップ。

<sup>9</sup> 平成12年に低所得国の予防摂取率を向上させることにより、子ども達の命と人々の健康を守ることを目的として、スイスで設立された官民パートナーシップ。

<sup>10</sup> 平成14年にスイスで設立された低中所得国における三大感染症（エイズ、結核、マラリア）対策のために資金を提供する官民パートナーシップ。

<sup>11</sup> 全ての人々が基礎的保健サービスを必要な時に負担可能な費用で享受できる状態を指し、持続可能な開発目標（SDGs）の一つに含まれている。

<sup>12</sup> 現地に専門家を派遣し、クリーンエネルギーへの転換に向けたロードマップ作成を支援する取組。

<sup>13</sup> 外務省『2020年版開発協力白書 日本国際協力』において、「質の高い成長」とは、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されない「包摂的」なものであると同時に、社会や環境と調和しながら継続できる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対する「強靱性」を兼ね備えたものとされている。

<sup>14</sup> 令和3年12月14日に閣議決定された「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」にのっとり、ASEANに加えてインド太平洋地域の国々を支援していくことが検討されている。

ける「法の支配」に基づく秩序の維持・拡大に向けて1,120億円（うちODA965億円）が計上されている。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現について、日米豪印の4か国はこれまで外交当局間や外相会談でインド太平洋地域における様々な分野の連携を確認しており、令和3年3月には初の首脳会合がテレビ会議で行われた。さらに、同年9月の対面で行われた第2回日米豪印首脳会合では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて取り組んでいくことが再確認され、今後毎年、日米豪印首脳会合を開催することで一致した。このように4か国の連携が強化されていく中で、日米豪印関連協議に係る開催経費として0.3億円が計上された。これ以外にも、2023年G7日本サミット開催準備のための経費（2.5億円）、2023年日ASEAN友好協力50周年に向けた準備（0.4億円）<sup>15</sup>など、インド太平洋地域の同盟国・同志国を中心とした国々との会議に係る経費が計上されている。

また、昨今、半導体やAIなどのデュアルユース技術（軍事転用可能な民生技術）への関心が高まりつつあり、「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）では経済安全保障の観点からインテリジェンス能力の強化を含む技術の保全の必要性が示されている。こうした中、機微技術流出防止のためのAIを活用したインターネット上のホームページやSNSを対象とした情報収集・分析のための経費（0.1億円）が新たに盛り込まれた。加えて、日米防衛協力の一環として、米国の国防総省への外務省職員派遣を通じた情報保全専門家育成に係る研修参加費（0.07億円）が新規に計上された。

このほか、人権外交の推進の一環として、「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施を通じた日本企業における人権デュー・ディリジェンス推進への取組の経費（0.6億円）<sup>16</sup>が計上された。

#### （4）あらゆる外交ツールを用いた我が国への理解と信頼の強化

国際社会の変化に対応し、政府として日本の外交政策やその背景にある考え方を各国の国民に説明し、理解を得る必要性が増してきている中、戦略的対外発信の強化や国際機関の戦略的活用を進める取組に638億円（うちODA324億円）が計上されている。

戦略的対外発信の施策として、例えば現地のコンサルタントの活用を通じた日本に対する正しい情報発信を行うため、主要国における日本や他国の影響力調査・分析及びそれに基づく効果的発信（11.5億円）が挙げられる。また、令和3年9月28日付けで「2025年日本国際博覧会室」が外務省経済局内に設置され、2025年大阪・関西万博の開催準備が進められる中で、各国や国際機関に対して招請活動を行うための2025年大阪・関西万博を通じた我が国・地方の魅力発信に係る経費（0.5億円）が計上された。さらに、日本企業の海外

<sup>15</sup> 令和3年10月27日に行われた第24回日ASEAN首脳会議において、岸田総理大臣はASEANと連携して「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を力強く推進する意向を述べた上で、特に、日ASEAN友好協力50周年となる2023年に、ASEAN各国首脳を日本に迎え、特別首脳会議を開催し、日ASEAN関係を新たなステージに引き上げる意向を表明した。

<sup>16</sup> 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」では、人権デュー・ディリジェンスは、自社企業や取引先企業も含めて、どのような場所や分野で、どのような人権に関わるリスクが発生するかを特定し、それに対処する方法とされた。また、令和2年10月に政府は企業活動における人権尊重の促進を図るために「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定した。

展開支援を強化するための官民連携推進事業（農林水産物・食品輸出促進アドバイザーの新規設置）（0.1億円）については、現地のコンサルタントを雇って法令や規制の改正の働きかけなどが行われることとなっている。

また、国際機関における邦人職員増強について、引き続き、J P O（Junior Professional Officer）派遣制度<sup>17</sup>や中堅派遣制度<sup>18</sup>の活用等による邦人の派遣拡大、幹部職員増強等のため、25億円が計上されている。

#### 4. デジタル化の推進と外交・領事実施体制の強化

菅前政権はデジタル・ガバメントを推進し<sup>19</sup>、令和3年9月1日には日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足した。また、同年10月に発足した岸田政権は、デジタル化、デジタルトランスフォーメーションを進める司令塔であるデジタル庁の機能を更に強化することを表明している<sup>20</sup>。さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が同年12月24日に閣議決定され、同計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものと位置付けられた。

このように政府全体でデジタル化の推進が図られる中で、令和4年度外務省予算においては、デジタル化を推進し、いかなる状況下でも機動的に外交を進めるための体制強化を目的として735億円（うちODA202億円）が計上されている。

##### （1）デジタル・ガバメント推進による領事サービスの拡充と外交実施体制の強化

「経済財政運営と改革の基本方針2021」で「人的体制、財政基盤、在外公館の整備やデジタル化等を図り、外交実施体制の整備を推進する」ことが示されたように、令和4年度外務省予算では、デジタル・ガバメントの推進の一環として、領事サービスの拡充に18億円（デジタル庁所管分）が計上されている。その例として、現行では現地通貨現金での納付しか認められていない領事手数料についてクレジットカード等を使用した電子納付を可能にすることや、旅券・証明申請のオンライン化の実現（ただし、本人確認を要する交付作業は対面で行う必要がある）などが挙げられる。また、外交実施体制強化のためのデジタル化の集中的推進経費として95億円（デジタル庁所管分を含む）が計上されている。具体的な取組として、文書管理の一元化を図るための次世代公電システムの開発、外交文書を対象としたA I 翻訳の活用、本省や在外公館の職員が庁舎内外で働く場所を柔軟に選択

<sup>17</sup> 国際機関での勤務を希望する若手日本人を、日本政府（外務省）の経費負担により原則2年間国際機関に派遣する制度であり、勤務経験を積む機会を提供することによって、派遣終了後も引き続き職員として派遣先や他の国際機関に採用されることを目的としている。本制度が始まった昭和49年からの累計で約1,800名が派遣されており、国連関係機関における日本人職員の約48.6%（令和2年12月現在）がJ P O経験者となっている。

<sup>18</sup> J P Oと同様の仕組みで、年齢制限なく、国際機関等で勤務経験のある中堅レベルの日本人を派遣する制度。

<sup>19</sup> 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、「社会全体のデジタル化を進めるために、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタルトランスフォーメーションを実現」とされている。

<sup>20</sup> 第207回国会参議院本会議録第1号5頁（令3.12.6）

できる環境を整備するための一人一台のモバイルパソコンの配備などがある。さらに、インターネット上での治安やテロに関する情報収集・分析を行うため、AI技術の活用による国際情勢分析能力強化経費として0.8億円が新たに盛り込まれている。

## (2) 定員・機構

外務省は従来、主要国並みを目指した外交実施体制の整備を進めている（図表2参照）。令和4年度においては、外務省定員の74名の純増（外務本省51名、在外公館23名）を確保することとなった。これをもって令和4年度末定員は6,504名に達し、外務人事審議会<sup>21</sup>がこれまで勧告してきた定員拡充の目標である6,500名を上回ることになる。また、新設される内部部局に関し、人権外交をより一層推進するための総合外交政策局人権人道課企画官（人権侵害対策担当1名）、台湾関連の問題に関する業務を機動的に行うためのアジア大洋州局中国・モンゴル第一課企画官（海洋・台湾担当1名）、2025年日本国際博覧会政府代表（1名）などが挙げられる<sup>22</sup>。

さらに、いずれも南太平洋に位置する在外公館として、キリバスに大使館、フランス領ニューカレドニアの都市であるヌメアに領事事務所が新設されることとなった<sup>23</sup>。

図表2 主要国の在外公館（実館）の設置数及び外務省職員数

| 国名   | 在外公館数 | 在外公館の種類 |      |       | 外務省職員数<br>(定員) |
|------|-------|---------|------|-------|----------------|
|      |       | 大使館     | 総領事館 | 政府代表部 |                |
| 日本   | 230   | 153     | 67   | 10    | 6,504          |
| 米国   | 273   | 171     | 86   | 16    | 28,831         |
| 英国   | 232   | 158     | 61   | 13    | 8,798          |
| フランス | 274   | 162     | 88   | 24    | 8,638          |
| ドイツ  | 225   | 153     | 60   | 12    | 7,428          |
| ロシア  | 246   | 146     | 86   | 14    | 11,738         |
| 中国   | 283   | 173     | 100  | 10    | 9,000          |

※在外公館の設置数は、日本は令和3年度末時点、他国は令和3年1月現在のもの。

外務省職員数は、日本は令和4年度末時点、その他の国は令和3年度の調査結果に基づくもの。

(出所) 外務省「令和4年度予算政府案の概要」(令和3年12月)

<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100278925.pdf>>を基に筆者作成

(めぐろ しんたろう)

<sup>21</sup> 外務省組織令により設置された審議会であり、原則として月1回の定例会合を開催し、在勤手当額の改訂に関する勧告や名誉総領事の任命に意見を述べる等の業務を行っている。

<sup>22</sup> このほかに、国際協力局国際保健戦略官、大臣官房情報通信課デジタル化推進室が新たに設置される。また、2025年日本国際博覧会政府代表について、第208回国会で政府代表の設置等について定める臨時措置法案の提出が予定されている。

<sup>23</sup> 両公館は令和5年1月に新設予定である。なお、現在、キリバスについては在フィジー大使館が在キリバス大使館を兼轄しているが、既に在外公館名称位置給与法においてキリバスの大使館設置が規定されている。また、概算要求ではこれらのほか、シェムリアップ（カンボジア）への総領事館及び在マルタ兼勤駐在官事務所の新設も要求していた。